

社会福祉法人太田福祉記念会

ケアハウスグリーンライフ小磯入居契約書

ケアハウス「グリーンライフ小磯」の施設長は、入居者(及び身元保証人)との間において、次の条項により入居契約を締結する。

(目的)

第1条 施設長は、入居者が心身ともに充実した明るい生活を送ることができるように、この施設を利用させること及びこの契約に定める各種サービスを提供することを約し、入居者は、この契約の定めを承認し誠実にこの契約を履行することを約する。

(管理、運営)

第2条 施設長は、必要な職員を配置し、入居者の日常生活に要する諸業務を処理するとともに、建物及び付帯設備の維持管理を行うものとする。

(入居者の遵守義務)

第3条 入居者は、施設長の提示する遵守事項及びその他の諸規程を遵守するものとする。

(各種サービス)

第4条 施設長が入居者に対し提供するサービスは、次のとおりとする。

- (1) 食 事
- (2) 入 浴
- (3) 各種生活相談と助言
- (4) 疾病、負傷等緊急時の対応

(食 事)

第5条 施設長は、入居者に対し1日3食を食堂において提供する。

(入 浴)

第6条 施設長は、常に入浴設備を良好に保持管理し、入浴は原則毎日利用できるように準備する。

(生活相談、助言)

第7条 施設長は、入居者から要望があれば常時各種の生活相談に応じ、適切な助言と必要に応じて行政及び関係機関への紹介、手続きなどの援助を行う。

(安全管理体制)

第8条 施設長は、入居者が急病もしくは火災等緊急を要する事態が発生した場合に備えて、常に万全の管理体制がとれるよう配慮する。

(生活援助等)

第9条 施設長は、入居者が入居後において日常生活の援助を必要とする状態になった場合は、在宅福祉サービスが受けられるよう対応するものとする。ただし、この場合の費用は、入居者の負担とする。

(レクリエーション)

第10条 施設長は、入居者が健康で明るく楽しい生活が送れるように必要に応じて助言を行うとともに、入居者が自主的に趣味、教養娯楽、交流行事のレクリエーションを実施する場合は、その適正と思われる行事に協力援助する。

(利用料)

第11条 利用料は、生活費、事務費、管理費とし、国の定める基準に基づいて理事長が定めた額とする。

- 2 利用料は施設長が毎月通知する。
- 3 入居者が不在となる場合は生活費中の給食材料費相当額を減額する。
- 4 利用料のほか、各居室の入居者個人が使用した電気料、水道料、灯油使用料は入居者の負担とし、利用料と併せて通知する。

(入居料の納入)

第12条 入居者は、前条の利用料等の通知を受けたとき、当月分として毎月10日までに原則として施設長が指定する金融機関の口座に支払うものとする。

(資料の提出)

第13条 入居者は、入居時及び毎年度利用料認定に要する次の書類を施設長に提出しなければならない。

(1) 収入額の認定に必要な書類

① 前年分所得税の確定申告書の写し

確定申告書がない場合は、年金通知書の写しまたは給与所得の源泉徴収票、その他収入を証明できる書類

(2) 必要経費の認定に要する書類

- ① 租税、医療費、社会保険料等の領収書
- ② その他必要経費を証明できる書類
- ③ その他施設長が指定する書類

(生活用品の持ち込み)

第14条 入居者は、自己生活のために必要な生活用品(寝具、テレビ、テーブル、洗濯機、冷蔵庫など)は、入居者が整えるものとする。持ち込む場所は、原則として自室内に限るものとする。

- 2 入居者が電話を設置する場合は、すべて入居者の責任で管理するものとする。

(身元保証人)

第15条 入居者は、この契約締結時に原則として身元保証人を立てるものとする。

2 身元保証人は、入居者に債務不履行があった場合、この契約から生じる一切の金銭債務について連帯して履行の責めを負うとともに、必要なときは入居者の身柄を引き取る責任を負うものとする。

3 身元保証人の住所または氏名を変更したとき及び身元保証人を変更する時は、その旨を速やかに施設長に届けなければならない。

(居室の形状変更制限)

第16条 入居者は、施設長の許可を得ずに居室の形状を変更するような工作を加えてはならない。

(原状回復の義務)

第17条 入居者は、前条の許可を得て居室の形状を変更した場合であっても、居室を明け渡すときは、原状に回復しなければならない。

2 入居者は、施設及び備品を破損または滅失したとき、または施設長に無断でその居室の原状を変更したときは、ただちに自己の費用により原状に回復するか、または、施設長が定める代価を支払わなければならない。

(賠償責任)

第18条 天災、自己その他不可抗力な火災等により、入居者が受けた損害、災害について施設長は一切の賠償責任を負わない。ただし、施設側に過失のある場合にはこの限りでない。

(長期不在)

第19条 入居者が、長期不在(1ヶ月以上)となる場合、入居者は施設長に対しあらかじめ届け出るとともに、入居料その他の費用の支払い、居室の保全及び連絡方法等について施設長に申し出て協議しなければならない。

2 施設長は、居室の保全、衛生、防犯、その他管理上必要があるときは、入居者の承認を得ることなく居室に立ち入ることができる。

(契約の解除)

第20条 施設長は、入居者が次の各号に該当したときは、1ヶ月の予告期間をおいて、この契約を解除することができる。

(1) 入居の条件に関して虚偽の届け出を行って入居した場合

(2) 利用料を支払わない場合

(3) 施設長の承認を得ないで施設の建物、付帯設備の造作、模様替えを行い、かつ原状に回復しない場合

(4) 個別の日常生活上の援助を必要とする状態にもかかわらず、それらを拒否している場合

(5) 金銭の管理、各種サービスの利用について自分で判断できなくなった場合

(6) 防災管理、または衛生管理上施設での生活が不適切となった場合

(7) その他共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかける場合

(退居届)

第21条 入居者は、退居しようとするときは、1ヶ月以上の予告期間をもって管理運営規程に定める退居届(様式6)を施設長に提出するものとする。

(契約の終了)

第22条 この契約は、入居者が退居または死亡したときに終了する。ただし、利用料については、居室の明け渡しを終了した日までの利用料を納入しなければならない。

2 入居者が死亡による退居となる場合、施設長はその所有物を保管し、身元保証人において一切の処置をするものとする。

3 身元保証人は、前項の連絡を受けた時は、15日以内にその所有物を引き取り、居室を施設長に明け渡さなければならない。

4 明け渡しの期日が過ぎても、なお残置された所有物があるときは、身元保証人へ運送料受け取り払いで送付する。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて施設長と入居者が協議し、誠意をもって処理する。

上記契約の証として、施設長、入居者、身元保証人は署名捺印をし、それぞれ本書各一通保有する。

平成 年 月 日

所 長	所在地	福島県郡山市湖南町舟津字小磯5112番地1
	施設名	ケアハウス グリーンライフ小磯
	職氏名	所 長 佐々木 恵美子 印

入 居 者	住 所	
	氏 名	印

身元保証人	住 所	
	氏 名	印